

大阪樟蔭女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪樟蔭女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、大阪樟蔭女子大学の教育理念に則り、学部教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を教授し、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うと共に、女性としての特性と人格を陶冶し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

2 臨床心理学専攻は、人間や心の問題に関する高度な知識や技能を養うことを目的として、心理臨床の職業に携わる人材の総合力の育成を目的とする。

3 人間栄養学専攻は、臨床的に、より高度な専門知識と技能を持った管理栄養士の養成と、食品関連産業等の食に関する研究に携わる人材の養成を目的とする。

4 化粧ファッション学専攻は、身体と身体美、及び身体によそおいに関する高度な知識技能を養い、かつ現代社会における身体の在り様の含みもつ諸課題について深く考究させることを通して、生活の質の向上と産業の発展に寄与し、文化芸術の深化に資する人材の養成を目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

第2条 本大学院の教育研究水準の向上を図り前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行ない、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価を行なうための項目・体制については、別にこれを定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

第2章 課程、研究科及び専攻

(修士課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(長期履修生)

第4条 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、3年又は4年とする。

2 長期履修生に関する事項は、別に定める。

(研究科等)

第5条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人間科学研究科	臨床心理学専攻
	人間栄養学専攻
	化粧ファッション学専攻

(教育方法の特例)

第5条の2 次の専攻においては昼夜開講制を行う。

人間栄養学専攻

化粧ファッション学専攻

(入学定員、収容定員)

第6条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
人間科学研究科	臨床心理学専攻	8	16
	人間栄養学専攻	8	16
	化粧ファッション学専攻	10	20
計		26	52

第3章 教育課程

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業並びに学位論文又は研究課題の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により、体系的にこれを行なうものとする。

(授業科目等)

第8条 専攻に於ける授業科目・単位数及び履修方法は、別表1の通りとする。

2 1年間の授業を行なう期間は、大阪樟蔭女子大学学則（以下、この規程において「大学学則」という。）第4条第2項及び第3項の規定による。

3 単位計算の方法は、大学学則第5条の規定による。但し、演習については15時間の授業をもって1単位とする。

第4章 試験・課程修了の認定・学位授与

(単位の授与)

第9条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、試験を行ない、合格した者につき単位を授与する。

2 成績の評価は次の基準による。

	素点	グレード	成績評価基準
合 格	100～90	S	到達目標を超えて優れた成績を修めている
	89～80	A	到達目標を十分に達成している
	79～70	B	到達目標を概ね達成している
	69～60	C	到達目標を最低限達成している
不 合 格	59～ 0	D	到達目標を達成していない
合 格	合 格	P	到達目標を達成している
不 合 格	不 合 格	F	到達目標を達成していない
合 格	認 定	Q	

成績の評価には、上記の他に下記の評価が含まれる。

素点	グレード
評価無	N
履修中止	W

3 単位の授与は、学期末又は学年末に行なう。

(試験)

第10条 試験及び成績判定の方法は、研究科会議がこれを定める。

(課程の修了)

第11条 課程の修了の要件は、本大学院に2年（長期履修生にあっては、当該学生の標準修業年限）以上在学し、別表1に定める授業科目につき、必修科目の単位を含み次の表に定める単位を修得し、かつ、

必要な研究指導を受けた上、学位論文又は研究課題の審査及び最終試験に合格しなければならない。但し、在学期間に関しては、研究科会議が優れた業績を上げたと認めた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

専攻	単位数
臨床心理学専攻	43
人間栄養学専攻	30
化粧ファッション学専攻	34

（他大学院における授業科目の履修）

第12条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学生が前項により履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院に於ける授業科目の履修により修得したものと看做することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

（入学前修得単位の認定）

第13条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院に於いて履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院に於ける授業科目の履修により、修得したものと看做することができる。

2 前項により修得したものと看做することのできる単位数は、転入学の場合を除き、前条による単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。

（論文審査）

第14条 学位論文又は研究課題の審査については、研究科会議が別にこれを定める。

（最終試験）

第15条 学位に関する最終試験は、所要の単位を修得し、かつ、学位論文又は課題研究の審査に合格した者についてこれを行なう。

（学位授与）

第16条 課程を修了した者に対し、学長は次に定める専攻の区分に従い修士の学位を授与する。

専攻	学位
臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
人間栄養学専攻	修士（人間栄養学）
化粧ファッション学専攻	修士（化粧ファッション学）

2 学位の名称を使用する場合は、大学名を付するものとする。

（学位規程）

第17条 学位授与に関する必要な事項は、本章に定めるほか、別に定める学位規程によるものとする。

（教員免許状）

第17条の2 教員免許状の一種免許状の取得要件を満たした学生が本大学院において、専修免許状を取得するためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項により本大学院で取得することのできる教員免許状は、次の通りである。

研究科	専攻	免許教科	免許状の種類
人間科学研究科	人間栄養学専攻	—	栄養教諭専修免許状

(公認心理師)

第 17 条の 3 公認心理師の受験資格を得るためには本大学院人間科学研究科臨床心理学専攻において、公認心理師法及び公認心理師法施行規則に定める所定の科目を履修しなければならない。

第 5 章 入学・休学・退学等

(入学時期)

第 18 条 入学の時期は、毎学年始めとする。

(入学資格)

第 19 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(7) その他、本大学院に於いて、学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 20 条 入学を志望する者は、指定期日までに、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の用紙による入学願書

(2) 最終出身学校の卒業又は卒業見込証明書

(3) 所定の用紙による調査書及び成績証明書

(4) その他別に定める書類

(入学試験)

第 21 条 入学試験の時期、方法等については、別に定める。

(入学手続)

第 22 条 合格者は、保証書等の提出及び入学金等入学手続時納付金の納付を、指定の期日までにしなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学等)

第 23 条 退学・休学・復学・再入学・除籍に関する事項は、大学学則第 26 条・第 27 条第 3 項・第 32 条の規定を準用する。

2 休学の期間は、大学学則第 26 条第 5 号の規定にかかわらず、通算して 2 年を超えることはできない。

(転学)

第 24 条 他の大学院から本大学院へ、又は本大学院から他の大学院への転学に関する事項は、大学学則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(留学)

第25条 本大学院の学生が、外国の大学院に留学を願い出た場合、学長はこれを許可することができる。

2 留学の許可を受けた者については、その許可された期間のうち、1ヶ年を限度として、在学期間に算入することができる。

3 前各項に定めるほか、留学に関する必要な事項は別にこれを定める。

第6章 納付金

(納付金)

第26条 入学検定料、入学金、授業料、施設費は、別表2に定める額とする。

2 その他、納付金に関する事項については、大学学則第11章の規定を準用する。

第7章 奨学金

(奨学金)

第27条 本大学院に奨学生制度を設け、成績優秀なる者又は経済的理由により修学困難な者に対しては、選考の上、学長は奨学金を給付することができる。

2 奨学生及び奨学金に関する事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(担当教員)

第28条 本大学院における授業科目及び研究指導は、大阪樟蔭女子大学の専任教員が担当する。但し、必要ある場合、授業科目の担当については、研究科会議の議を経て兼任の講師を以てこれに代えることができる。

2 前項の研究科担当教員のうち、研究指導及び授業を担当する教員を研究科指導教員と呼び、研究指導を補助し授業を担当する教員を研究科授業担当教員という。

第9章 会議

(研究科会議)

第29条 本大学院運営のために、研究科会議を置く。研究科会議の運営に関する事項は、別にこれを定める。

2 研究科会議は、学長及び研究科の専任教員を以て組織する。但し、第30条第1号に関する事項については、学長及び研究科指導教員を以て組織する。

3 研究科長は、研究科会議を主宰し、その議長となる。

4 研究科長の選任に関する事項は、別にこれを定める。

5 研究科会議は、その定めるところにより、研究科会議の構成員の一部を以て構成する研究科代表者会議を置くことができる。

(審議事項)

第30条 研究科会議は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他研究科会議が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第10章 附属施設

（附属施設）

第31条 第1条の目的を達成するために、本学に次の教育・研究施設を置く。

- （1） 大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻附属カウンセリングセンター
（心理臨床相談室）

第11章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第32条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目の一部の履修を願い出た者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科会議の選考を経た上で、科目等履修生としてその履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目に対する単位の授与については、第9条の規定を準用する。

（聴講生）

第33条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目の一部の履修を願い出た者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科会議の選考を経た上で、聴講生としてその履修を許可することができる。

- 2 聴講生が履修した授業科目に対しては、単位を授与しない。

（外国人留学生）

第34条 第19条の各号のいずれかに該当する資格を有する外国人で、大学院において教育を受ける目的を以て入国し、本大学院に志願する者があるときは、学長は研究科会議の議を経た上で、外国人留学生としての入学を許可することができる。

第35条 第32条、第33条、第34条のほか、本大学院の科目等履修生、聴講生、外国人留学生に関する事項については、別にこれを定める。

第12章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第36条 本大学院の学年、学期及び休業日に関する事項は、大学学則第17章の規定を準用する。

第13章 賞罰

（賞罰）

第37条 学生の賞罰に関しては、大学学則第18章の規定を準用する。

第14章 雑則

（施行規則の制定）

第38条 本学則を施行するために必要な事項は、研究科会議の意向を聴いて、学長がこれを定める。

附 則

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

2～11 （略）

- 12 この改正は、平成31年4月1日から施行する。